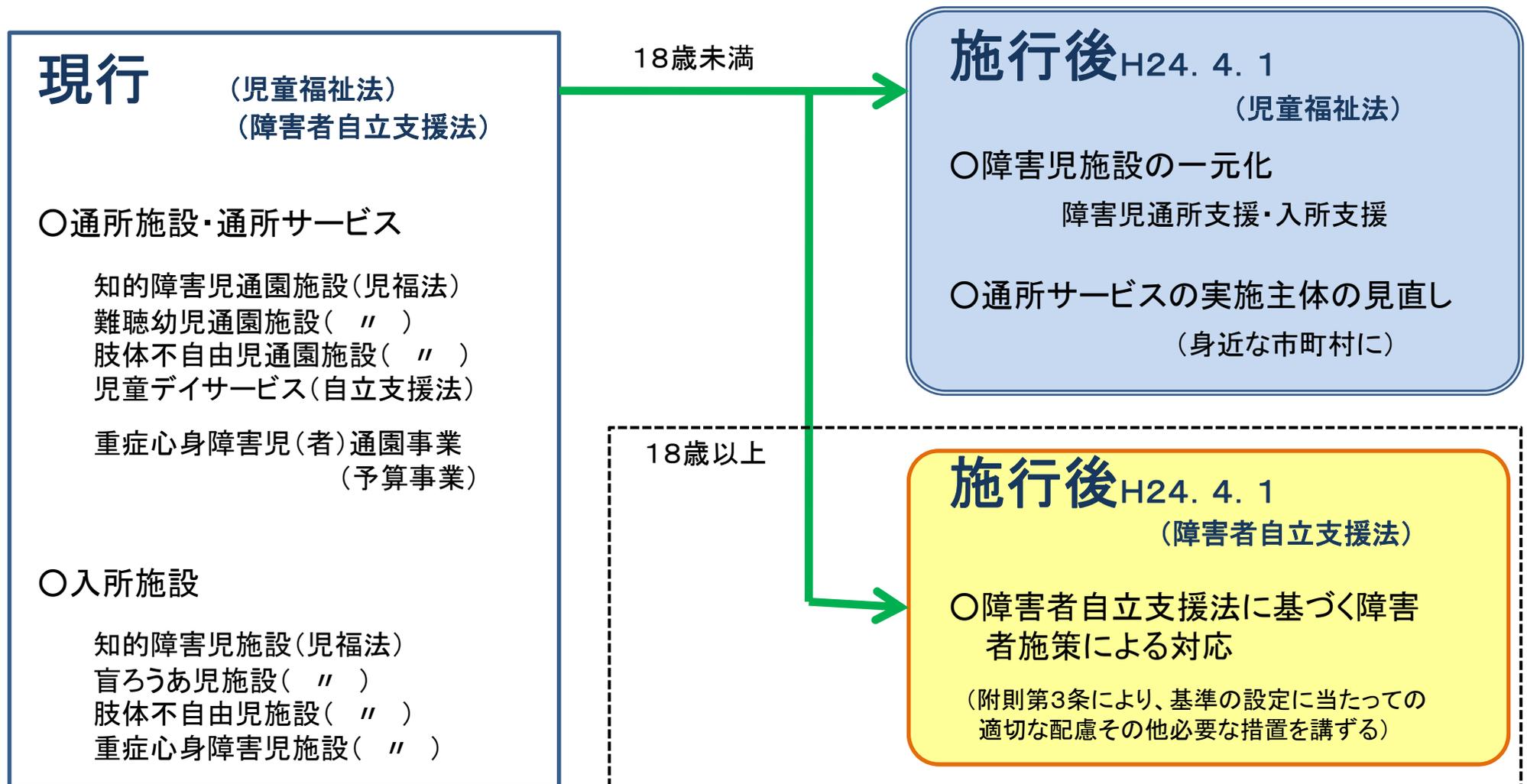


5 障害児支援の強化について

改正法施行に伴う障害児施設・事業体系

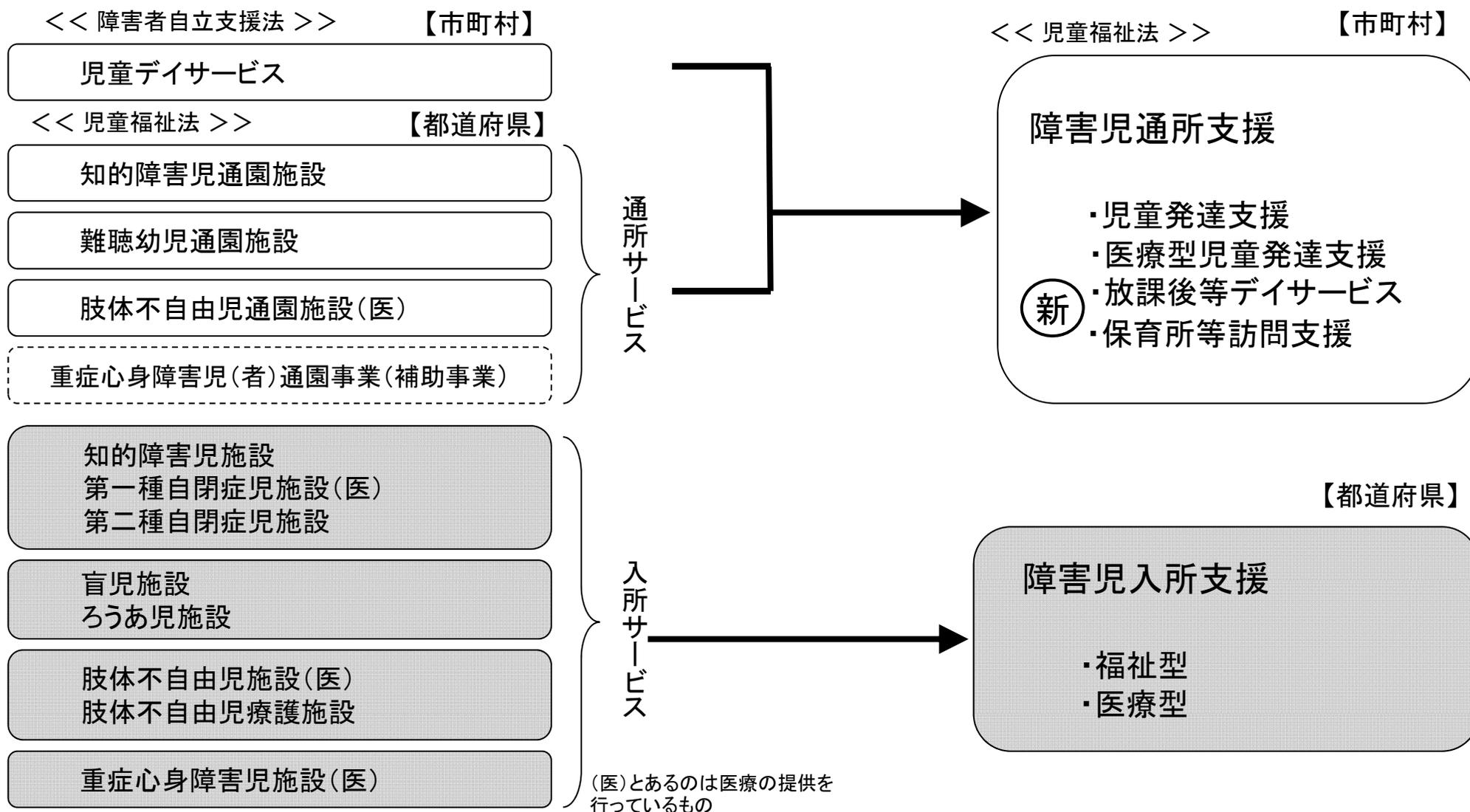
- 障害児を対象とした施設・事業は、現行、①施設系は児童福祉法、②事業系は障害者自立支援法(児童デイサービスのみ。なお、重心通園事業は予算事業)に基づき実施されてきたが、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化。

また、18歳以上の障害児施設入所者については、施行後は障害者自立支援法の障害者施策により対応。



障害児施設・事業の一元化 イメージ

○ 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



障害児通所支援

障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を指す。

児童発達支援の概要

- 障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童発達支援に再編。
- 児童発達支援には、児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型。
- 現行の障害児通所施設・事業は、医療の提供の有無により、「児童発達支援」又は「医療型児童発達支援」のどちらかに移行。

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設(医)

<< 予算事業 >>

重症心身障害児(者)通園事業

※(医)とはあるもの医療を提供

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

児童発達支援

- ・福祉型児童発達支援センター
- ・児童発達支援事業

医療型児童発達支援

- ・医療型児童発達支援センター
- ・指定医療機関※

※ 指定医療機関とは、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するものをいう。

児童発達支援のイメージ(案)

～身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が
療育を受けられる場を提供～

○ 改正後のあり方

- ・ 児童発達支援は、身近な地域の障害児支援の専門施設(事業)として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児・その家族を対象とした支援や、保育所等の障害児を預かる施設に対する援助等にも対応。

○ 対象児童

- ④ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)
※手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・ 3障害対応を目指す、障害の特性に応じた支援の提供も可能

○ 定員

定員10人以上 (※主として重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業の場合は5人以上)

○ 提供するサービス

【福祉型児童発達センター、児童発達支援事業】

- ④ 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与(これを児童発達支援という。)

【医療型児童発達センター】

- ④ 児童発達支援及び治療を提供

- ④ 障害の特性に応じて提供

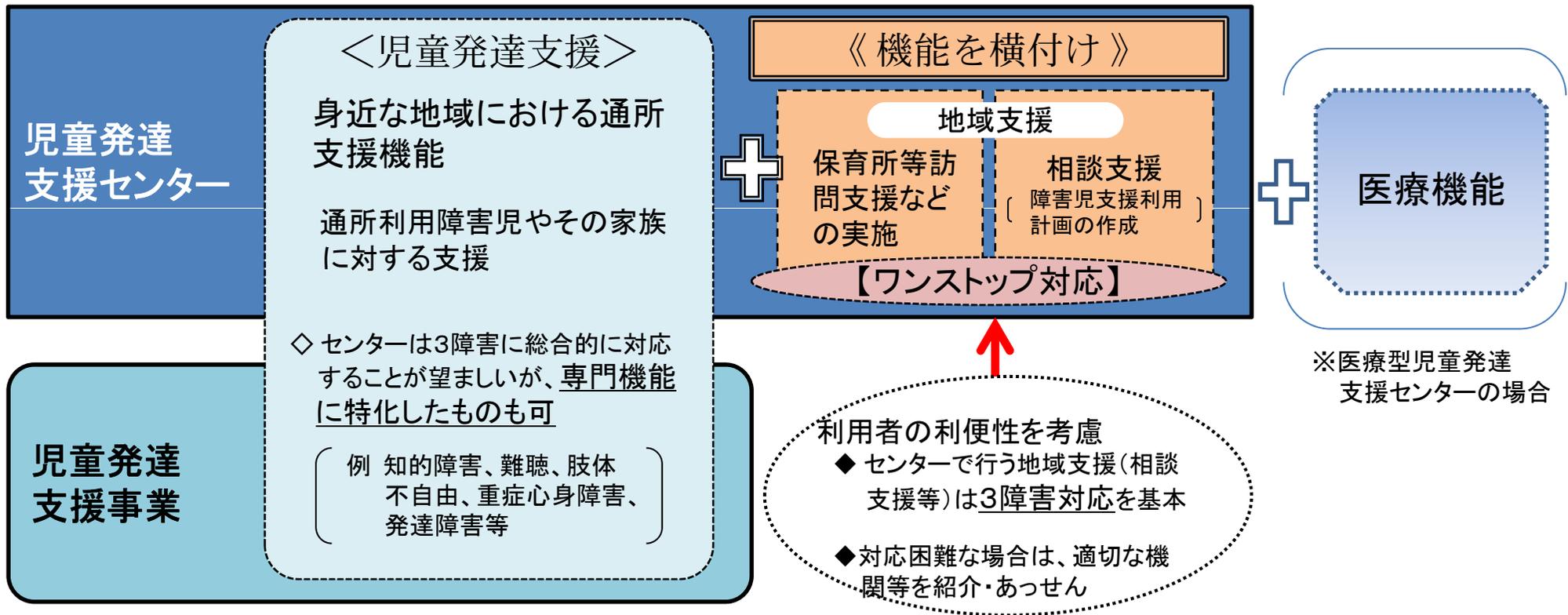
④とあるものは法律に規定のある事項。以下同じ。

児童発達支援の整備の考え方(案)

法 児童発達支援は、
①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」
②それ以外の「児童発達支援事業」
の2類型

○ センターと事業の違い

- センター、事業どちらも、通所利用障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、
 - ・ 「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
 - ・ 「事業」は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場



○ 整備に当たっての基本的な方向性

児童発達支援は、通所により利用する身近な療育の場として、より近接した地域において量的な拡大を図っていく一方で、それぞれの場において、各障害別に関わりなく適切なサービスを受けることができるようサービスの質の確保を図ることも重要。

各障害別に関わらず適切なサービスを受けられるようにする（質の確保）

できる限り身近な場所でサービスを受けられるようにする（量の拡大）

- ◆ 児童発達支援センターがその役割を担い、関係機関等と連携を図りながら重層的に支援
- ◆ 児童発達支援事業との支援ネットワーク（支援方法の共有と事業への支援）（→別紙1、別紙2）

- ◇ 児童発達支援事業の基準設定を工夫し、児童発達支援事業の設置を促進
 - 法 第1種（知的通園、難聴通園、肢体通園）→第2種社会福祉事業へ（NPO法人等、多様な実施主体の参入）
 - ・多様な基準設定による弾力的な実施形態を認める
- ◇ 児童発達支援センターとの支援ネットワークにより地域をカバー（センターからの支援等により質も向上）

○ 整備量のイメージ（案）

◆ 児童発達支援センター

- 地域支援を行う「センター」は、市町村～障害保健福祉圏域の範囲に1～2カ所設置のイメージ。
 - ・概ね10万人規模に1カ所以上。
 - ・人口規模の大きい市は、10万人を目安に複数カ所設置し、逆に人口規模の小さい市町村は、最低でも1カ所設置。

◇ 児童発達支援事業

- その他の「事業」は、市町村の範囲に複数設置のイメージ。
 - ・障害児の通園可能な範囲（例えば中学校区など）を基準に最低1カ所以上。

（※放課後等デイサービスを含む）

(別紙2) 年齢に応じた重層的な支援体制イメージ (案)

年齢に従い利用するサービスが変わっても、関係機関による重層的な支援が継続されることを期待。

支援の目標(例)

親子関係、日常生活、遊び、
集団等を通じた発達の基礎づくり
(心身、対人、言葉、ADL等)

様々な生活体験を通じた生きる力に結びつく基礎
的・基本的な知識・技能の習得
(教科、買物や料理等/ADL、対人、余暇等)

就労、地域生活に
つなげる支援
(実習、自活訓練等)



実施基準設定に関する考え方(案)

実施基準については、報酬に影響することから、具体的な内容は24年度予算編成過程で検討するが、検討に当たっての基本的な考え方は次のとおり。

- 各施設の円滑な移行と、これまでのサービス水準を維持できるよう設定
- 施設の一元化の趣旨を踏まえ、各施設毎に異なっていた実施基準(人員・設備基準)について、一本化を図ることを基本

- ・福祉型児童発達支援センターは、現行の知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設からの移行を考慮し、共通する基準を一本化。併せて、これを基礎とし、各施設でのこれまでの支援の水準を維持できるよう基準を設定(又は報酬上の評価)する方向で検討。
- ・医療型児童発達支援センターは、福祉型の基準に加え、現行の肢体不自由児通園施設からの移行等を考慮し、医療法上の基準を適用する方向で検討。
- ・児童発達支援事業は、児童デイサービスからの移行を考慮し、児童デイサービスの基準を基礎とし、各施設でのこれまでの支援の水準を維持できるよう基準を設定(又は報酬上の評価)する方向で検討。
- ・現在、児童デイサービスに配置されているサービス管理責任者に相当する者については、配置(兼務可)する方向で検討。
※「サービス管理責任者」の名称等について検討。

- 障害によって専門的な支援を必要とする場合に、継続して提供できるよう設定

- ・知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害、発達障害等の特性を踏まえた支援が引き続き実施できるようにする。
- ・重症心身障害児(者)通園事業の円滑な移行に配慮した基準を設定(又は報酬上の評価)する。

重症心身障害児(者)通園事業の移行(案)

重心通園事業は平成24年4月から法定化され、「児童発達支援」に含まれるが、18歳以上の利用者については、他の障害者と同様に障害者施策(障害者サービス)により対応することとなる。

移行に当たっては、次の既存制度の活用により対応するとともに、重症心身障害児者には児者一貫した支援が必要とされていることも踏まえ、次のような特例的な取扱いも検討。

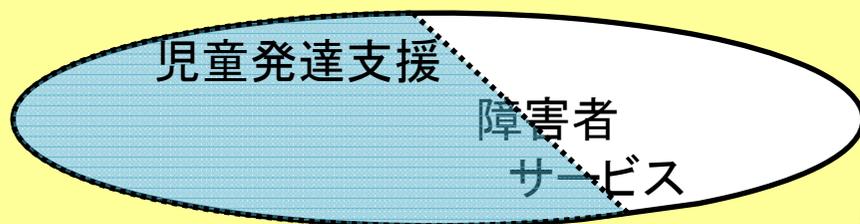
既存制度

児童発達支援と障害者サービスとの併設(多機能型も可)

※この場合の児童発達支援の定員は、5人以上とする方向で検討

特例的な取扱い

「児童発達支援」と「障害者サービス」を一体的に実施



事業の小規模な実施形態(5人を標準、又は15人を原則)を踏まえ、児者を区分すると事業が実施できなくなる可能性。このため、児童発達支援と障害者サービスの両方の指定を同時に取れるようにする。

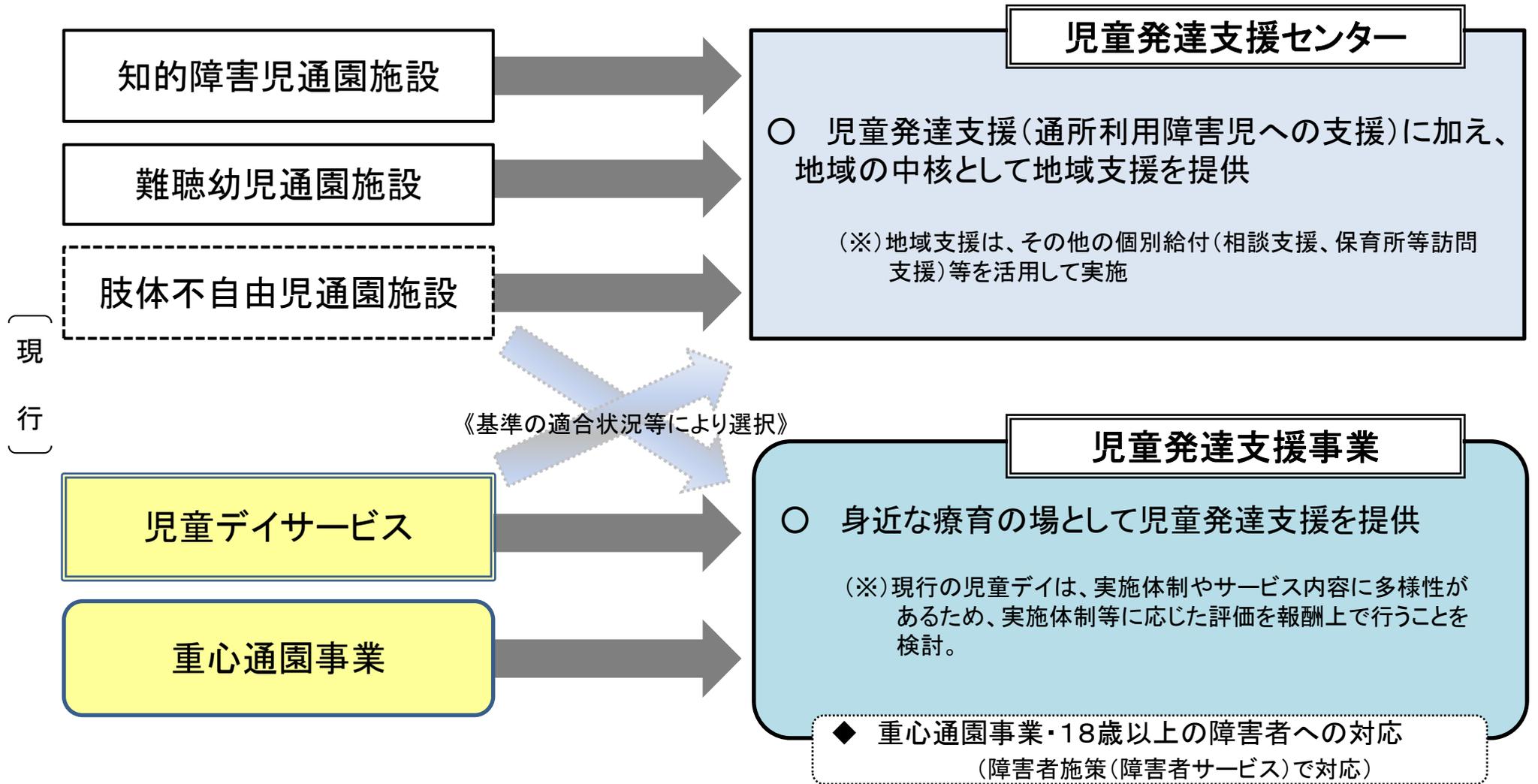
附則第3条に基づく対応;

定員は、児・者で区分しない、職員・設備について兼務・共用を可とする方向で検討

児者一貫した支援の確保

(注)重心通園事業の移行に関しては、附則に「指定を受けたものとみなす」旨の規定がないため、施行までに新規に指定を受ける必要がある。

各施設等における児童発達支援への移行イメージ(案)

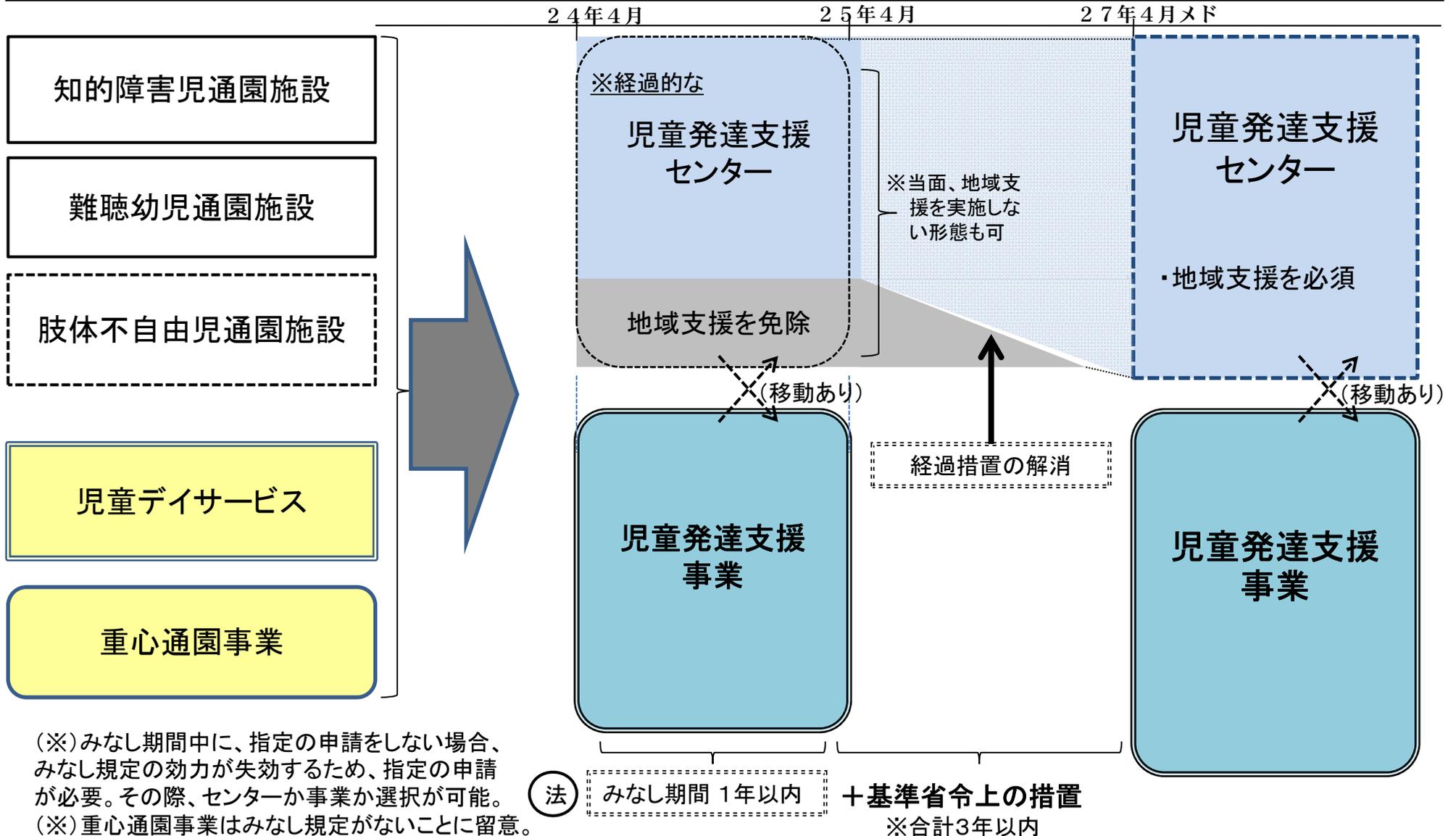


(※) 現行の児童デイにある基準該当(特定基準該当)、多機能型、経過的児童デイサービスについては、そのまま児童発達支援の「基準該当等」として継続。また、児童デイは「放課後等デイサービス」へ移行するものがある。

(※) 現行の肢体不自由児通園施設は、原則として「医療型児童発達支援センター」に移行するが、児童発達支援センターも選択可能。

移行に関する経過措置(案)

○ 児童発達支援は、法律の附則に1年以内とするみなし規定がある。また、児童発達支援センターで求められる、地域支援を提供するための実施体制の整備などに一定の期間を要すると考えられることから、さらに基準省令上の経過措置を講ずる。(合わせて3年以内)



(参考) 附則に定める経過措置(みなし規定に関すること)

◇ 事業者指定に関する経過措置 (法)

○児童デイサービス → 「児童発達支援及び放課後等デイサービス」

- ・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る指定を受けている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされる。(附則第22条第1項)

○知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設 → 「児童発達支援」

- ・ 知的障害児通園施設又は盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)に係る指定を受けている者は、施行日に、児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。(附則第22条第2項)

○肢体不自由児通園施設 → 「医療型児童発達支援」

- ・ 肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)に係る指定を受けている者は、施行日に、医療型児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。(附則第22条第3項)

(※)いずれも施行日から1年以内の省令で定める期間内に指定の申請をしないときは、当該期間の経過によって、みなし指定の効力は失効となることに留意。

◆ 事業等の開始に係る届出に係る経過措置 (法)

○児童デイサービス → 「児童発達支援及び放課後等デイサービス」

- ・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る事業の開始に係る届出をしている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業の開始の届出をしたものとみなされる。

(附則第33条第1項)

○知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設 → 「児童発達支援センター」

- ・ 現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)又は肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものに限る。)を設置している者は、施行日に、必要な届出等を行って児童発達支援センターを設置しているものとみなされる。(附則第34条第2項)

※利用者について; 現に支給決定を受けている者は、施行日に支給決定を受けたものとみなされ、そのまま利用できる。

なお、障害児通所支援の実施主体は、都道府県から市町村に変更となるので、支給決定に関する情報の移管が必要。

新 保育所等訪問支援のイメージ(案)

事業の概要

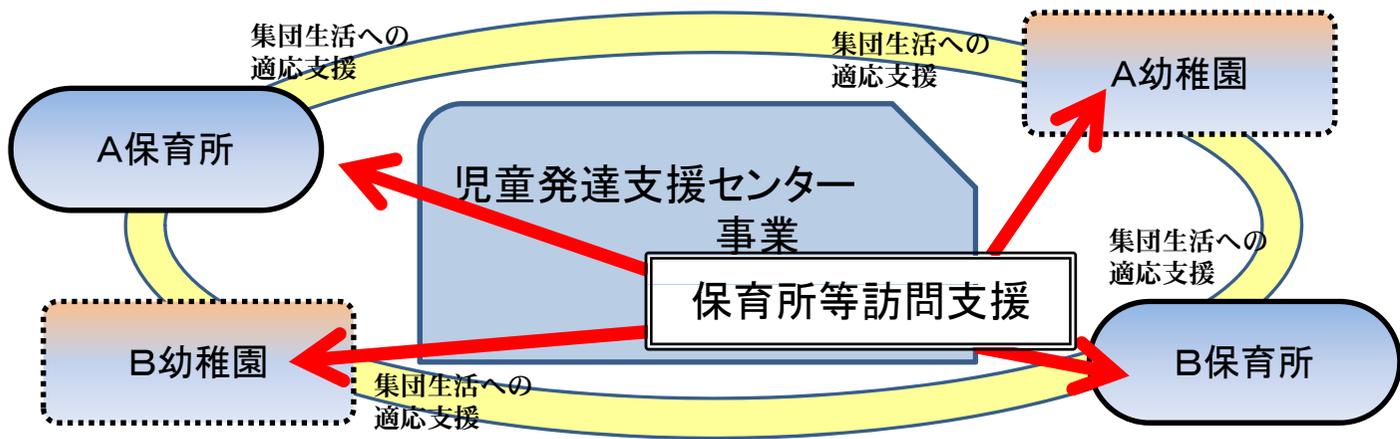
・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進。

対象児童

⑧ 保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
 ※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
 発達障害児、その他の気になる児童を対象

個別給付のため障害受容が必要

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



訪問先の範囲

⑧ 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

提供するサービス

⑧ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与。
 ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)

- ・ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ・ 訪問担当者は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

新 放課後等デイサービスのイメージ(案)

○ 事業の概要

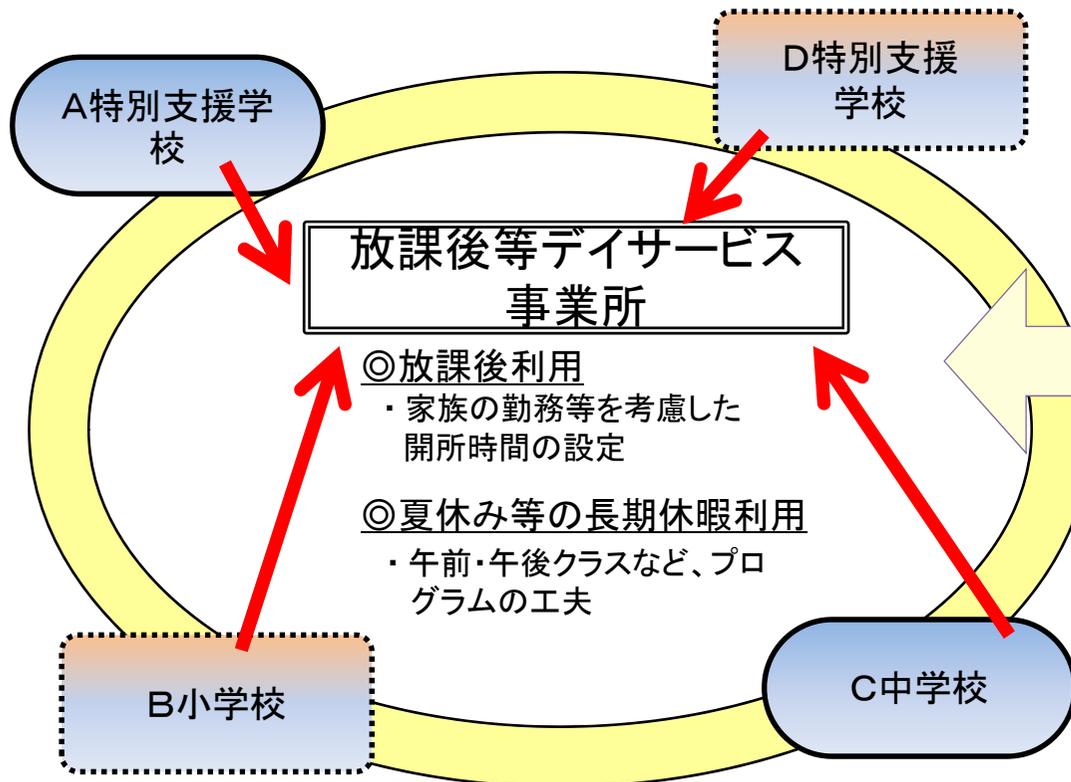
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

○ 対象児童

- ⑧ 学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
※障害児の定義は児童発達支援と同じ

○ 定員

- 10人以上
※児童デイからの移行を考慮



○ 提供するサービス

- ⑧ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与
- ・ 多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供。
 - ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ② 創作的活動、作業活動
 - ③ 地域交流の機会の提供
 - ④ 余暇の提供
- ・ 学校との連携・協働による支援
(本人が混乱しないよう学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性が必要)
- ・ 児童デイからの円滑な移行を考慮した実施基準を設定する方向で検討